

消費者被害に遭わないために

消費生活相談室からのお知らせ

消費生活相談室では、訪問販売や電話勧誘等での契約、取引に関するトラブルについて、市民の皆さんからのご相談をお受けしています。

先月号に引き続き、最近増加しているトラブル事例を紹介しますので、ご注意ください。

また、契約、取引に関するトラブル以外にも多重債務、悪質商法についてのご相談もお受けしておりますので、お気軽にお問い合わせください。

事例 ワンクリック請求に関するトラブル

パソコンやスマートフォンで、無料占い、ゲーム、アニメ、無料小説サイトなどを閲覧していたところ、意図せずにアダルトサイトや出会い系サイトに接続してしまったり、有料サイトに会員登録されてしまい、高額な料金を請求された、などといったワンクリック請求のトラブルが増えています。

特にスマートフォンについては、中学・高校の入学を機に親が子どもに買い与えるなど、子どもの間でも急速に普及しており、最近では未成年者からのワンクリック請求の相談も少なくありません。

予防と対策

- ▷ アダルトサイトや出会い系サイトなどには、興味本位でアクセスしないようにしましょう。また、同サイト内では、不用意に「はい」ボタンをクリックしないようにしましょう。
- ▷ 誤って「はい」ボタンをクリックした際に、IPアドレス、メールアドレス、スマートフォンの識別番号などが画面上に表示されることがありますが、これらの情報だけではアクセスした人を特定することはできません。あわてて業者へ連絡することは、かえって住所などを業者に知らせることになりかねませんので、電話やメールをしないようにしましょう。
- ▷ 「登録になりました」「入会ありがとうございます」などと画面に表示されても、契約が成立していない場合が多いので、利用料金の請求を受けても、言われるままに支払わないようにしましょう。
- ▷ 中学生や高校生など未成年者がトラブルに巻き込まれた場合、一人でトラブルを抱え込んでしまうケースがあります。一人で悩まず、家族や消費生活相談室にご相談ください。

4月から消費生活相談窓口の場所が変わります

市では、消費生活相談室の機能強化と消費者被害の未然防止等を目的に、平成27年4月から周辺市町（つがる市、鯉ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町）と広域連携して消費生活相談を実施します。

消費生活相談の広域連携化に伴い、相談窓口を下記のとおり移設します。

新相談窓口 五所川原市字一ツ谷 503-5 五所川原市民学習情報センター内
* 相談専用直通電話番号に変更はありません。

開設時間 火～金曜日 9:00～17:00
土曜日 10:00～16:00
* 12月29日～翌年1月3日までの期間および日曜、月曜日、祝祭日は休み



お問い合わせ・相談先
商工労政課
消費生活相談室（市役所3階）
相談専用直通電話〈平日9:00～16:30〉
TEL 33-1626

